

香川県環境審議会条例 (平成 6 年香川県条例第 25 号)

(設置)

第 1 条 環境基本法 (平成 5 年法律第 91 号) 第 43 条第 1 項及び自然環境保全法 (昭和 47 年法律第 85 号) 第 51 条第 1 項の規定に基づき、審議会その他の合議制の機関として、香川県環境審議会 (以下「審議会」という。) を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、環境基本法第 43 条第 1 項及び自然環境保全法第 51 条第 2 項に規定する事項を調査審議するほか、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 法律及び条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する重要事項を調査審議すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 35 人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(特別委員)

第 4 条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、知事が任命する。
- 3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第 6 条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 前条第 3 項の規定は、部会長に準用する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(会議)

第 7 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。
- 5 前各項の規定は、部会に準用する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則 (平成6年香川県条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

(香川県公害対策審議会条例の廃止)

- 2 香川県公害対策審議会条例(昭和44年香川県条例第29号)は、廃止する。
(附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例の一部改正)

- 3 附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例(昭和32年香川県条例第43号)の一部を次のように改正する。

別表第1号の表香川県公害対策審議会の項を次のように改める。

香川県環境審議会	委 員 日額 9,100 円	委 員 8級
	特別委員 日額 9,100 円	特別委員 8級

(香川県公害防止条例の一部改正)

- 4 香川県公害防止条例(昭和46年香川県条例第29号)の一部を次のように改正する。

第72条の見出しを「(香川県環境審議会への諮問)」に改め、同条中「香川県公害対策審議会」を「香川県環境審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

附 則 (平成12年香川県条例第37号)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日において香川県環境審議会の委員である者の任期は、改正前の第2条第3項の規定にかかわらず、その日に満了する。

附 則 (平成14年香川県条例第2号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成16年香川県条例第7号抄)

(附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例の一部改正)

第3条 附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例(昭和32年香川県条例第43号)の一部を次のように改正する。

別表中「9,100円」を「9,000円」に改める。

附 則 (平成16年香川県条例第39号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行し、同日以後に策定される基本計画について適用する。
(後略)

香川県環境審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、香川県環境審議会条例（平成6年香川県条例第25号）の規定に基づき、香川県環境審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会長は、審議会を招集しようとするときは、あらかじめ期日、場所及び議案を委員に通知するものとする。

2 委員の任命後初回の審議会の招集は知事が行うものとする。

(委員以外の者の出席)

第3条 会長は、審議上必要があるときは審議会に諮り、委員以外の者に対し会議に出席して意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(会議録)

第4条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

(1) 会議の年月日、時刻及び場所

(2) 出席者の氏名

(3) 会議に付した案件及び内容

(4) 議事の経過

2 会議録には、議長及び出席した委員のうち議長が指名した委員2人が署名しなければならない。

(部会)

第5条 審議会に、計画部会、生活環境部会、自然環境部会及び温泉部会を置く。

2 各部会の所掌事務は、別表に定めるところによる。

3 会長は、特別の案件を審議するため必要があるときは、審議会に諮って第1項に規定する部会以外の部会を置くことができる。

(諮問の付託)

第6条 会長は、知事の諮問を受けた場合は、当該諮問を部会に付託することができる。

2 部会長は、部会に付託された案件の審議が終わったときは、会長にその結果を報告するものとする。

(部会の決議)

第7条 部会の決議は、会長の同意を得て審議会の決議とすることができる。

2 会長は、前項の同意をしたときは、その同意に係る決議を審議会に報告するものとする。

(準用規定)

第8条 第2条から第4条までの規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、環境森林部環境政策課、部会の庶務は、審議案件を所掌する課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、審議会又は部会の運営に関し必要な事項は、会長又は部会長が定める。

附 則

この規程は、平成6年11月2日から施行する。

附 則
この規程は、平成7年11月13日から施行する。

附 則
この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成12年6月14日から施行する。

附 則
この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成22年11月11日から施行する。

附 則
この規程は、平成23年1月31日から施行する。

別表

部 会 名	所 掌 事 務
計画部会	次に掲げる事項を調査審議すること。 1 環境の保全に係る基本的な計画等（他の部会の所掌する計画を除く。）に関すること。 2 地球温暖化対策に関すること 3 廃棄物処理対策に関すること
生活環境部会	次に掲げる事項を調査審議すること。 1 水質汚濁の防止に関すること。 2 大気汚染、悪臭、騒音及び振動の防止に関すること。 3 その他公害の防止に関すること。
自然環境部会	次に掲げる事項を調査審議すること。 1 自然環境の保全に関すること。 2 鳥獣保護及び狩猟に関すること。 3 自然海浜の保全に関すること。 4 県立自然公園に関すること。 5 緑化の推進とみどりの保全に関すること。 6 希少野生生物に関すること。
温泉部会	温泉に関する事項を調査審議すること。